添付法令資料３：

土地に対する権利及び土地登記活動を決定する権限の委任に関する
2022年10月18日付インドネシア共和国農地区画大臣及び国家土地庁長官規則
No. 16（目次）
同月 21 日施行

第１章　総則（第１条）
第２章　権限の委任（第２条及び第３条）
第３章　土地に対する権利を決定する権限の委任
　第１節　大臣の権限（第４条）
　第２節　地域事務局長の権限
　　第１款　所有権（第５条）
　　第２款　事業権（第６条）
　　第３款　建設権（第７条）
　　第４款　使用権（第８条）
　　第５款　土地の再分配の対象地（第９条）
　第３節　土地事務局長の権限
　　第１款　所有権（第 10 条）
　　第２款　事業権（第 11 条）
　　第３款　建設権（第 12 条）
　　第４款　使用権（第 13 条）
第４章　土地登記の権限の委任
　第１節　土地及び空間の調査、測量及び地図作成（第 14 条）
　第２節　土地の区画図、空間図及び測量書への署名（第 15 条及び第 16 条）
　第３節　土地台帳及び証明書への署名の権限（第 17 条ないし第 19 条）
第５章　制裁（第 20 条）
第６章　経過規定（第 21 条）
第７章　終則（第 22 条及び第 23 条）

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所